

第 3 回

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

会 議 録 概 要 版

(平成15年11月26日)

函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

第3回 函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会会議録概要版

1. と き 平成15年11月26日(水曜日) 14:00～16:53

2. ところ ホテル函館ロイヤル

3. 出席者

(1) 会長 函館市長 井上博司

(2) 副会長 戸井町長 吉澤慶昭 恵山町長 工藤篤
椴法華村長 船木英秀 南茅部町長 飯田満

(3) 出席委員(34名)

(函館市)

西尾正範
福島恭二
岩谷正信
小野沢猛史
佐藤幸太郎
山鼻節郎

(戸井町)

伊藤修
吉田崇仁
境樹弥
吉田悦也
砂子賢己
館山澄子

(恵山町)

石田徹也
斉藤明男
依田邦男
二木進
藤原靖孝
斉藤賢三

(椴法華村)

大津廣
田中孝司
中市敏樹
佐々木孫一
佐々木正俊
佐々木範子

(南茅部町)

細井徹
杉林幸弘
樋口廣文
鎌田光夫
関根弘
熊谷儀一

(共通委員)

星井英人 河合裕秋
長野章 金山正智

4 . 説明員

函館市・戸井町・恵山町・榎法華村・南茅部町合併協議会事務局

事 務 局 長 近 江 茂 樹

事 務 局 次 長 梅 田 誠 治

函 館 市 福 祉 部 長 萬 年 敬 三

函 館 市 商 工 観 光 部 長 古 川 雅 章

会議に付した事件

(協議事項)

- 協議第 1 号 福祉事業の取扱いについて
 - 協議第 2 号 保育事業の取扱いについて
 - 協議第 3 号 病院事業の取扱いについて
 - 協議第 4 号 介護保険事業の取扱いについて
 - 協議第 5 号 商工観光関係事業の取扱いについて
 - 協議第 6 号 水道事業の取扱いについて
 - 協議第 7 号 教育・文化・スポーツ事業の取扱いについて
 - 協議第 8 号 町字名の取扱いについて(継続協議)
 - 協議第 9 号 慣行の取扱いについて(継続協議)
 - 協議第 10 号 国民健康保険事業の取扱いについて(継続協議)
 - 協議第 11 号 5市町村建設計画(継続協議)
-

午後 2 時 0 0 分 開 会

井上会長 挨拶。

井上会長 最初に会議録署名委員の選任についてだが、本日の署名委員は、恵山町議会議長の斉藤(明)委員にお願いをしたい。

それでは、協議に入りたい。

事務局 協議第 1 号 福祉事業の取扱いについて、調整方針案を読み上げる。

- 「 1 . 重度心身障害者、母子家庭等および乳幼児に対する医療費助成制度については、函館市の制度に統一し、老人に対する医療費助成制度については、現行のとおりとする。
- 2 . 5 市町村が実施している各種福祉事業については、それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら、統合・再編などを行い、福祉事業の充実に努めるものとする。」とする。

山鼻委員 単独医療費助成制度の件だが、老人については、函館市は 6 8 歳、6 9 歳に対して、市独自の制度を適用している。他の町村にはない。では、市独自の制度というのはどういう制度で、道制度の適用というのはどういうものであるか、その違いを教え

ていただきたい。

事務局 老人に関してだが、道制度については65歳から69歳まで。こちらについては所得制限あるいは世帯要件というものを備えているが、函館市については、さらに独自の制度として68歳、69歳に適用をしている。

熊谷委員 腎機能障害者に対する交通費助成の見直しについてだが、現在、南茅部町も含めて恵山町、椴法華村、これで12名の対象者がいる。現在その対象者に道の補助も含めて町も助成している。対象者は函館市の医療機関において治療を行っているのが現状であり、それを廃止するというになると、結果的には対象者の負担増になる。弱者救済という意味での制度は、できる限り残していただきたい。

事務局 事務局とすれば部会からの案を受けながら提案をさせていただいたところだが、今の事情等を踏まえると、もう少し協議の必要があると思う。

熊谷委員 万が一、これが廃止されるという方向づけがなされた場合に、その代替として、救済する制度というものも適用の範囲の中で考えていただければと思う。

中市委員 「制度内容が異なるものなどで、当分の間、現行の区域で継続するもの」との表現がある。「当分の間」との表現だが、どのような背景からこのような表現に落ち着いていったのか伺いたい。

事務局 この「当分の間」というのは、合併特例法でいうと大体5年というのが一つの区切りというか、目安であり、いろいろな不均一だとかそういうことも含め、合併後5年間の中で制度をなるべく統一していこうという、そういう思いもあり、あえて年月というか、年数は入れていないが、当分というのはそのくらいの期間の中でということ考えている。

ただし、事業によっては、もう少し早くできるものとか、場合によっては5年以上経過しながらもう少し検討していくものもあるかと思う。

熊谷委員 敬老会についてだが、南茅部町の場合、町内会が8つあるが、各地域ごとに行っている。それに対して社会福祉協議会の赤い羽根共同募金の方から敬老会費用の一部として助成をいただいている。

函館市の場合は、そういう助成はあるのか。

事務局 敬老会の実施については、町会単位で実施をしている。それに対して市の方で

特に助成をする体制は現在とっていない。

斉藤(明)委員 福祉バスの運行についてだが、将来的には大体5年くらいを目安として、それ以降は地域の需要によって再度考慮するというけれども、果たしてその後、どのようなになるのかなと、危惧を感じる。

事務局 4町村では、函館市内と違い交通事情も限られているということで、この福祉バスの運行については、地域の特にお年寄りにとっては非常に重宝な交通機関ということで聞いている。そのような意味でも現行の区域で継続をするということでの区分の中に入れていく。何が何でも5年でという形では今の部会等も含めて考えていないので、そこら辺は多少、弾力的な扱いの中で、この先も進んでいくのかなというふうに考えている。

斉藤(明)委員 今の現状のバスをそのまま、10年でも15年でも使うのかどうか。その辺については臨機応変に買ってもいいですよというようなことになるのか。

会長 4町村一括合併であり、それぞれ合併が定着するまでは支所単位での行政運営がなされていくということになるので、そういう含みで「当分の間」ということでの事業もいくつか織り込まれていると、こういうことである。

今の福祉バスについては、まだ詳細な議論をしなければならない部分があるので、この法定協の中でそこまで詰め込むというのは、なかなか難しいのではないかと。だから事務局が言っているように弾力的に考えますと、それは5年なら5年、6年、10年きちっとしとおっしゃられても、なかなか難しいなというふうに考える。

杉林委員 交通料金助成制度について、例えば腎機能障害の方であれば障害者施策の中で救済が可能なのか。あるいは高齢者の方で、これらの処遇も後々は救えるようになるのか。

萬年福祉部長 この交通料金助成制度は、障害者のすべての方について、料金の2分の1を助成するという制度である。現在この制度を見直し中であり、見直し後この制度を合併後の地域に適用するということになると思う。腎機能障害者に対する交通料金助成制度とは、別制度ととらえて検討した方が、この交通料金助成制度総体の考え方からすると適当ではないかと思う。

会長 今日渡島支庁副支庁長さんがおいでなので、この腎臓機能障害者に対する交通料金助成制度について、ちょっとお話を承りたい。

河合委員(副支庁長) この制度は長い間いろいろな議論を経ながら政策的に取り組みられてきたものでもあり、全体として住民の足をどうやって確保するかについて、もう少し検討を加えた方がよろしいかと思う。

山鼻委員 合併の暁には同じ行政のもとで福祉サービスを受けられる、そういう体制に持っていくならば、福祉関係万歳だなと、こう思っている。

岩谷委員 この制度だけの問題でなくて、他の分野も含めて住民の足をどうするかという物差しが一定程度必要ではないのか。

それと、当面各町村の独自の制度事業について継続するというときに、それも5年を目途にということなので、2年、3年継続した状況を見て見直しの議論をしよう。そのときは各町村、地域の声も十分聞いた上で5年をめどに見直しをしようというのであれば、そういうことをきちんと確認というのか、何らかの文書なり整理された方がわかりやすいのかなというふうに感じた。

合併すれば同じ行政区域となるため、現在の道の制度からいけば適用されませんよということではいかがなものかと思う。

道に正式に要請をしてしかるべきでないかと思う。

会長 再度ご議論をいただきたいと思う。

会長 協議第1号は継続協議とする。

岩谷委員からお話があった国、道に対する要請、これもこの法定協の中で、こういう項目は国、道に要請するというまとめをしてお諮りしたいと思うので、お含みをいただきたいと思う。

事務局 協議第2号 保育事業の取扱いについて、調整方針案を読み上げる。

「1. 保育料については、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から函館市の徴収基準額に統一する。

ただし、恵山町および椴法華村については、平成17年度から5か年度で段階的に調整し統一する。

2. 保育時間および特別保育事業については、現行のとおりとする。

保育料については、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から函館市の徴収基準額に統一する。

ただし、恵山町および椴法華村については、平成17年度から5か年度で段階的に調整し統一する。」とする。

会長 ご意見、ご質問があれば、ご発言願いたい。

斉藤(明)委員 現状の市の保育料を、これから5か年間は、なるべくだったら据え置きで、そのままの状況でやっていただきたい。

万年福祉部長 市全体での保育料が改定された場合、また再度調整する必要があるかと思うけれども、今の時点で保育料の改定があるかどうか、国等からまだそういったものが示されていない。やはり国からそういったものが示された場合には、それに従って市は、国の基準に沿って独自の保育料体系をとっているわけなので、現体系に準じて国からそういった基準の改正があれば、やはりこれは改定していかなければならない。現時点で、5年間函館市の保育料をそのまま、現状のまま据え置くということは、なかなか申し上げられない状況にある。

樋口委員 今後の話になると思うが、どのような考えを持っているのか、函館市の民営委託について説明願いたい。

万年福祉部長 受け皿となる移管先法人の問題もあろうかと思うが、基本的には私どもとしては、民営化することによって、より地域の保育ニーズに効果的に対応できる点。それから、民営化することによるコスト面での節減ができる点、そういったことを考えて、基本的にはやはり民営化をしていく必要があるものと考えている。

会長 協議第2号について諮る。

(「異議なし」の声あり)

会長 協議第2号 保育事業については、原案のとおり決定。

事務局 協議第3号 病院事業の取扱いについて、調整方針案を読み上げる。

「恵山町立国保病院、南茅部町国民健康保険病院、戸井町立歯科診療所および榎法華村立診療所は函館市に引き継ぐものとし、早期に経営形態の見直しを図るものとする。」とする。

会長 ご質問、ご意見があれば、ご発言願いたい。

斉藤(明)委員 早期に経営形態の見直しを図るということについて、もうちょっと具体的に、その内容を説明願いたい。

会長 南茅部町と恵山町さんについては、函館市立病院の分院という形になるであろうというふうに思っており、その場合の経営の体制の問題、医師の確保の問題、職員の処遇の問題等々、非常に難しい複雑な問題があるので、これは引き続き5市町村の首長で協議をしていくということであり、法定協の中ではこの扱いでいきたい、こういうことである。

いずれにしても、基本は、住民サービスの低下につながらないようにしていかなければならないという前提に立っての取り組みである。

会長 協議第3号について諮る。

(「異議なし」の声あり)

会長 協議第3号 病院事業の取扱いについては、原案のとおり決定。

事務局 協議第4号 介護保険事業の取扱いについて、調整方針案を読み上げる。

「1. 介護保険事業は、函館市の制度に統一する。

ただし、第1号被保険者保険料については、合併年度および平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から第3期介護保険事業計画により算定した保険料率に統一する。

2. 第1号被保険者の普通徴収納期については、合併年度および平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から函館市の制度に統一する。

3. 介護認定審査会については、合併時に函館市の制度に統一することとし、戸井町、恵山町、椴法華村で構成している渡島東部地域介護認定審査会は、合併の前日をもって解散し、南茅部町が加入している茅部地区介護認定審査会については、合併の前日に脱退する。」とする。

会長 ご質問、ご意見があれば、ご発言願いたい。

(「なし」の声あり)

会長 協議第4号について諮る。

(「異議なし」の声あり)

会長 協議第4号 介護保険事業の取扱いは、原案のとおり決定。

事務局 協議第5号 商工観光関係事業の取扱いについて、調整方針案を読み上げる。

「1. 商工関係事業は、函館市の制度に統一する。

ただし、商工会議所および商工会に対する補助金については、合併後、調整するものとする。

2．労働関係事業は、函館市の制度に統一する。

ただし、季節労働者に対する各種援護制度については、5市町村それぞれの地域特性や経緯を踏まえ、調整するものとする。

3．観光関係事業は、現行のとおりとし、5市町村の観光資源を有効活用した観光振興に努めるものとする。

4．恵山町、椴法華村、南茅部町の出資企業に対する出資金については、函館市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。」とする。

藤原委員 商工会の補助金については合併後、函館市の制度に合わせて調整するということが、相当な減額になるのではないかとと思われる。現在、4商工会で19名の職員がいるが、この19名の職員の身分保障という問題がある。

古川商工観光部長 現在、市においては、市内の小規模事業者の経営基盤の充実を図るため、商工会議所および商工会が行う小規模事業者の経営や技術の近代化促進のために、これらの事業に要する経費について補助金の交付要綱を設けて、函館商工会議所、それから亀田、銭亀沢両商工会に補助金を支出している。

合併後は市の交付要綱に基づき補助金を支出するという形になるが、ご指摘のとおり各商工会の状況等はそれぞれ違うことから、各団体の意向等も踏まえるとともに、交付要綱等の内容についても検討を重ねながら、鋭意調整をしてみたい。

関根委員 一番困っているのが職員の身分の保障である。この身分の保障さえできれば、非常にスリム化はできると思う。

中市委員 出資企業の扱いについてだが、このことについては部会であまり協議がなされていないと聞いている。したがって、この扱いについては再度もう少し部会の方で協議をしていただきたい。

事務局 まだ詳細までは詰めていないという部分もあるので、商工観光部会の方ともよく相談をしながら、さらに協議して詰めたいと考えている。

会長 協議第5号について諮る。

(「異議なし」の声あり)

井上会長 協議第5号については原案のとおり決定。

事務局 協議第6号 水道事業の取扱いについて、調整方針案を読み上げる。

- 「1. 戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の簡易水道事業は、函館市に引き継ぐものとする。
2. 水道料金については、函館市の水道料金に統一する。ただし、一般家庭用以外の水道料金については、合併年度および平成17年度から5か年度は不均一とする。
3. 検針、料金徴収業務については、函館市の制度に統一する。」とする。

会長 ご質問、ご意見があれば、ご発言願いたい。

岩谷委員 4町村の簡易水道を敷設した時期、合併後5年以内あるいは10年以内ぐらいに改修なり更新をしなければならないというのであれば、また、そのまま簡易水道でなくて函館市から延長で持っていけるのか、あるいは山を越えなければならないので、別に水源を設けるのかその辺どのように検討されてきたのか。

事務局 基本的には現在の4町村の簡易水道を継続していくという前提の中で話が進んできている。戸井町、恵山町、椴法華村が一つのエリアとしての水道の対象地域。それから、南茅部町についてはやはり独立した形での水道事業の展開ということで協議がなされてきているが、現時点では簡易水道を継続して使うということで水道部会の中では議論がなされてきている。

事務局 4町村の簡易水道については、建設年次がかなり古いものもある。簡易水道で未来永劫行くという考え方はしていないので、いつかの時点で水質あるいは基準等がクリアされないという状況が出てくれば、切りかえをしていかなければならないということも検討はしている。

岩谷委員 簡易水道で更新をしていくのか、あるいは函館市から配水を引いていくのかこの二通りについて、ある程度の試算はできるでしょうか。そうすると、今の簡易水道の設置状況から見て、いつぐらいに更新をしなければいけないのか。そのとき、簡易水道でいくのか、本管を引いていくのか。ある程度、建設計画と財政推計も含めて住民に説明する責任があると思う。

事務局 4町村の簡易水道の整備の状況を調べながら、更新するとすればそれぞれの町村でどれぐらいのコストがかかるのか。函館市の水道を敷設していくということであれば、当然その部分の延長等も含めてのコストが出てくると思うので、水道部会と協議をしながら、ある程度数字まとまった時点でお示しをさせていただきたい。

斉藤(賢)委員 私たちのまち(恵山町)は御承知のとおり簡易水道を適用しているが、函館市以上の名水を持っている、現在の簡易水道の適用を受けて、給水を受けているが、十分納得している。

斉藤(賢)委員 この提案では、ただ函館市、戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町がこのようにして函館市に引き継ぐということばかり出ているが、これは先ほど事務局の方で説明があったとおり、簡易水道という形で、4町村は進むということで理解してもよろしいのか。

会長 そのとおりである。岩谷委員は将来的にそれだけでは不十分ではないか、という提案であり、そういうものの検討を深めて、次回以降ご提示したいということである。

会長 第6号の水道事業については、なお今後協議をするということで継続させていただきたい。

会長 協議第6号は継続協議とする。

事務局 協議第7号 教育・文化・スポーツ事業の取扱いについて、調整方針案を読み上げる。

「1. 学校および社会教育施設等の管理運営については、現行のとおりとする。

2. 学校教育関連事業の取扱い

(1) 小・中学校の通学区域は、現行のとおりとする。

(2) 恵山高等学校の授業料等は、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から函館市の制度に統一する。

(3) 戸井幼稚園の保育料等は、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度から5か年度で段階的に調整し函館市の制度に統一する。

(4) 遠距離通学支援事業は、現行のとおりとする。

(5) 修学旅行は、函館市の制度に統一する。

ただし、戸井町については、平成18年度まで現行のとおりとし、平成19年度から函館市の制度に統一する。

(6) 給食費および給食回数については、それぞれの地域の実情を考慮し、5年間を目途に統一する。

3. 生涯学習関連事業は、それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら、統合・再編等の調整を行い、生涯学習の推進や文化・スポーツの振興に努めるものとする。

4. 戸井町、恵山町、南茅部町の指定文化財は、函館市に引き継ぐものとする。」と

する。

齊藤（賢）委員 恵山町では、中学校に関して2校を1校にするという案が強力に浮上している。旧町村からの引き継ぎ事項の中で、その案がはっきり確定した場合は、新しい市の方で、平成17年4月1日にそのように一つの学校として誕生させてもらえるのか。

事務局 統合の期日が平成17年の4月1日ということだが、現時点ではまだ2校存在しているということで、こちらの方の資料も2校あえて出させていただいている。そういう流れにあるということは私ども事務局としても承知をしている。

工藤町長 平成16年12月1日を目途に合併を進めているが、中学校の統合については今、検討を進めている。方針はまだ未確定だが、1校にするということは、これは従前からそういう方向で進めており、平成16年度中にはその目途をつけたい。そのことは恵山町の責任でやっていくということであり、そのようにご理解していただきたい。平成16年度の予算等の中で整理をして、それを引き継いでいく。

二木委員 遠距離通学の支援事業について、中学校については、この時点では制度なしとなっているが、それはそのようなとらえ方でなくて、弾力的な考え方で受けとめてよるしいのか。

工藤町長 中学校問題が合併に至るまでに整理がついた段階では、通学バスの問題も含めて、これは恵山町内での今までの議論があるので、それで決定されたものについては引き継いでもらう。

会長 協議第7号について諮る。

（「異議なし」の声あり）

井上会長 協議第7号については、原案のとおり決定。

次は、前回までの協議会で継続協議となっている町字名の取扱い、市町村の花、木、鳥、魚あるいは消防の出初め式、成人式といった慣行の取扱い、それから国民健康保険事業の取扱い、5市町村の建設計画。この扱いについて、事務局から説明をお願いしたい。

事務局 協議第8号から11号まで、説明いたしたい。

町字名の取扱いについては、5市町村長で協議した上で一つの案としてご提案をする

ということで前回、確認されているが、協議が整い次第、改めてまたご提案をさせていただきたいというふうに考えている。

慣行の取扱いについては、前回の協議会において、市町村の鳥について新たにカモメを検討してはどうかという意見、それから消防出初め式、成人式については、これまでの地域の実態についてのご意見等が出されたところである。市の鳥の制定までの経緯や、一方では消防出初め式あるいは成人式の5市町村の状況も踏まえ、また別な考え方とすれば、一つの自治体となったときの実施のあり方等も検討の余地があり、こちらについても現在5市町村で協議を進めているので、協議が整った時点でご報告をさせていただきたい。

国民健康保険事業の取扱いについて、南茅部町より、住民説明会等があるのでそれを終えた時点でこの取扱いについて決定をしていただきたいということであった。南茅部町については11月30日まで住民説明会を実施していくということなので、これらが終了した時点で改めて、この国民健康保険事業の取扱いについて確認をさせていただきたい。

5市町村建設計画については、現在この建設計画の内容に基づいて北海道との協議を事務的に進めている。

会長 ただいま説明があったとおり、継続案件については、なお調整をして改めてお諮りをするということなので、ご了承いただきたい。

事務局 本日の協議会の資料の中で、第2回の協議会日より、これは先般行われた2回目の法定協議会の協議内容についてだが、これを資料として配付したところである。

それから、2回目の会議録の概要版、こちらも合わせてお手元に配付しているので参考にさせていただきたい。

(事務局から案内)

・次回の会議開催日程

と き：平成15年12月26日(金)14時～

ところ：花びしホテル(函館市)

(午後4時53分閉会)